

第 2 5 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和元年 8 月 1 9 日 開 会

令和元年 8 月 1 9 日 閉 会

米沢市農業委員会

令和元年8月19日(月)午前9時30分 米沢市農業委員会第25回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員(19名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(6名)

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査	目 崎 秀 也
農 地 主 査	相 田 悦 志
主 査	永 峯 明 美
主 任	吉 田 潤
主 事	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第6号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について |

開 会 午前9時30分

目崎補佐 それでは、ご苦労さまです。

ただいまから第25回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、6番 二宮委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

お盆明けのお忙しい中、きょうは8月の定例総会ということで、全員出席で大変ご苦労さまでございます。

きょう、ラジオを聞いておったら、カメムシ注意報というか、それが出たということで、いつもの年よりカメムシの密度が多いというようなことでありますので、十分防除を徹底して、秋に向けて、豊作、多分ことしは豊作ではないかなと、こう見ているところでありますので、いい米を出荷していただきたいと思ひます。

この間の農業振興議員との懇談会等でも話が出たわけですが、自給率の問題とかいろいろバスの中で話が出たわけですが、そういったことで、なかなか自給率が上がってこないということで、大変、食料の半分ぐらいは国で自給をして賄ってってもらいたいものだなということを言っているわけですが、そうしたことで、国の食料でやってもらいたいわけですが、なかなか、ダウンしたということで残念なことだと思ひます。

また、きょうのニュースでも言っておったんですが、TPP、あと欧州とのEPA、そういったことで、牛肉、豚肉の輸入が大幅にふえているというようなことで、畜産関係とか、私も関係しているわけですが、そういったことで、カナダとかニュージーランドの牛肉等がふえているというようなことで、残念ながらアメリカは今協議中でありまますので、輸入が少ないというようなことであります。そういったことで、TPPや日欧とのEPA以上のそういった譲歩はしてほしくないというようなことであります。

そういったことで、いろいろ情勢が動いておりますが、そういったことに注視しながら、我々農業委員会活動をやっていきたいものだなと思っております。

今月は農地パトロールがありますので、そういったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

きょうは本当にお忙しい中ありがとうございました。ご苦労さまです。

目崎補佐 ありがとうございました。

それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、伊藤会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

それでは、私のほうで議事を進行させていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第25回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、17番 大野澤進委員、18番 鈴木晃子委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

目崎補佐

(挙手)

議長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正などはございませんので、よろしくをお願いいたします。

議長

ないようですので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。

相田主査

(挙手)

議長

相田農地主査。

相田主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号14号から16号の計3件でございます。詳細につきましては、議案書のほうを参照をお願いいたします。この地目、地積につきましては、田、畑のみ3筆 地積1,152.00㎡、合計も同一でございますので、よろしくをお願いいたします。

受理番号14号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和46年です。申請理由は、昭和46年に住宅が建設され、現在も農地として利用していないためです。

受理番号15号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和52年ごろです。申請理由は、昭和52年ごろに住宅を建築しており、それ以降は宅地として利用されているためです。

受理番号16号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和44年ごろです。申請理由は、昭和44年ごろに住宅を建築してから、宅地として利用しているためです。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、報告事案でもありますので、以上で報第 1 号 非農地証明の報告
について、を終わります。

　　続いて、議第 1 号 農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知
について、を議題といたします。受理番号 1 8 号を上程いたします。議案の
内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 　　(挙手)

議 長 　　永峯主査。

須貝主事 　　議第 1 号 農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知につ
いて。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありま
したので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

　　受理番号 1 8 号の 1 件です。申請人及び土地の表示等については記載のと
おりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ 3 筆 8, 9 0 2. 0 0 m²、
合計も同様であります。

　　受理番号 1 8 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

　　以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、議第 1 号 農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の
通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、議第 1 号 農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号該当による同条第
6 項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

　　次に、議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議
題といたします。受理番号 4 2 号から 4 3 号までを上程いたします。議案の内
容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 　　(挙手)

議 長 　　永峯主査。

永峯主査 　　議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について。下記農地につ
いて、農地法第 3 条第 1 項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため
委員会に付議いたします。

　　受理番号 4 2 号から 4 3 号の計 2 件です。申請人及び土地の表示等につ
いては記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、畑のみ 2 筆 9, 9
8 4. 0 0 m²、合計も同様です。

受理番号42号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号43号 渡人 ○○○○ ○○○○、受人 △△△△、△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他の事由による贈与です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
1 2 番
議 長
1 2 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(菅野英一郎委員 挙手)

12番。

12番 菅野です。

42番についてご報告申し上げます。

渡人の○○○○さんと△△△△さんの売買の件ですが、ここは○○○○から、今はなくなっているんですけども、そこのちょっと南のほうに雑木林等と原野と畑がある区域でございます。そこを△△△△さんが全面的に起こして、雑木林等も起こして飼料作物を作りたいということで、その一環でありまして、△△△△さん並びに○○さんにも話を聞いてきまして、問題ないと思われまので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
1 3 番
議 長
1 3 番

43号は。

(我彦正福委員 挙手)

13番。

13番 我彦です。

受理番号43番について、調査結果を報告いたします。

11名の共有地持ち分を2名へ143分の11ずつ譲渡し、13名の共有地とする案件です。調査のほうは8月28日、○○○○さん、○○○○さん立ち会いのもと、現地で行いました。申請地は△△△△地内で、△△△△の東側に位置する場所です。ここには今現在花などを植えておりますけれども、今回の申請地は転作作物として野菜や畑を作付して、これからも○○さん、○○さんですけれども、耕作をして、付近の自作地とともに効率的に利用が見込まれると思われまので、問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

議 長
全 委 員
議 長

それでは、ただいまの受理番号42号から43号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号42号から43号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することにいたしました。

次に、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号3号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議長 相田農地主査。

相田主査 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による自己所有農地の転用申請がございましたので、その可否を求めるために、委員会に付議いたします。当月議案につきましては、受理番号3号の1件のみでございます。土地の表示、転用事由、その他につきましては議案に記載のとおりでございますので、参照をお願いいたします。この地目、地積につきましては、田のみ9筆 地積2,037.39㎡となっております。合計も同一でございますので、よろしく願いいたします。

受理番号3号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート(3棟22世帯)の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果についてを説明をお願いします。

7番 (高橋信夫委員 挙手)

議長 7番。

7番 7番 高橋です。

3号について調査結果を報告いたします。

申請地へアパートを建設するための申請であります。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。場所は○○○○地内、△△△△の南側に位置しております。この場所は、先月、農地法18条で合意解約した土地であります。8月3日に現地を確認し、申請人の○○さんにお話を伺ってまいりました。この申請地の南側にも農地が残っておりますが、こちらの農地は全て○○さんの農地であり、事業計画上、何も問題ないと思われま。事前着工等ありません。

よろしく願いいたします。

議長 それでは、ただいまの受理番号3号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議 長 ないので、受理番号3号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたします。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号23号から26号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議 長 相田農地主査。

相田主査 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による許可申請がございましたので、その可否を求めため、委員会に付議いたします。

受理番号23号から26号の計4件でございます。土地の表示、転用事由等につきましては、議案に記載のとおりでございますので、参照をお願いいたします。この筆数、地積等につきましては、田6筆 8, 199.00㎡、畑8筆 1, 079.00㎡、合計が14筆となりまして、地積が9, 278.00㎡となります。

受理番号23号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、上下水道等の2種以上の埋設物が沿線道路にあり、また500m以内に2以上の公共施設等が存します。

受理番号24号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は太陽光発電施設の建設です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号25号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート(1棟8世帯)の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号26号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は資材置場及び重機等駐車場の建設です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果についてを説明をお願いします。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 7番。

7 番 7番 高橋です。

23号、24号について調査結果を報告いたします。

両案件とも、申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりであります。

まず、23号ですが、こちらは場所は〇〇地内に位置しております。8月2日に現地を確認し、行政書士の△△さんから電話でお話を伺っております。この土地に併用地とともに一般住宅を建設する案件であります。もう周りに農地もありませんので、事業計画上、何の問題もないと思われま。また、事前着工等もありませんでした。許可相当と思われま。

よろしくお願ひします。

続きまして、24号。こちらは、申請地に太陽光発電設備を建設するための申請です。場所は〇〇〇〇地内です。この申請地の北側には、もう既にこの申請人の△△△△が太陽光発電の建設を行っております。それで、今年度、この申請地を買ひ受けて、また新たに太陽光発電を申請するものです。周りに、この申請地の西側にデントコーン、また東側に幾らか畑が残っておりますが、日照、水利関係等、事業計画上、影響はないものと思われま。事前着工等もありませんでした。許可相当と思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
1 7 番
議 長
1 7 番

25号。

(大野澤進委員 挙手)

17番。

17番 大野澤です。

議案第4号、受理番号25号をご説明いたします。

申請人、土地の表示等は議案書のとおりであります。この案件につきましては7月の議案書に上った案件で、受人の方の取り下げというようなことでの案件でした。本案件は新たに〇〇氏と建設業の△△△△さんとの5条の申請であります。去る8月7日午前8時過ぎでありましたけれども、代理人の〇〇〇〇さんのほうに話を聞いてきました。△△さんの農地を〇〇〇〇さんが購入し、アパート及び駐車場を建設するということでした。事前着工等はありません。問題ないと思われま。よろしくお願ひしたいと思ひま。

議 長
1 0 番
議 長
1 0 番

26号。

(古畑功一委員 挙手)

10番。

10番 古畑です。

議第4号、26号についてご報告申し上げます。

地積、地番は表のとおりです。この案件は5月の定例総会の際に、農林課の方から農振地域からの除外ということで諮った案件でした。この場所が〇〇〇〇の脇と、〇〇から△△に入る道路のところの場所です。これは〇〇〇〇さ

んの△△さんに電話でお伺いしたところ、このとおりで間違いないということで、現地を見てきましても、事前着工しておりません。ここは今まで雑種地というか、荒れていましたし大丈夫だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 それでは、ただいまの受理番号23号から26号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号23号から26号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。受理番号1号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号の1件のみです。申請人、土地の表示等については、記載のとおりです。今回、筆に関しましては、田のみ1筆 380.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について、を議題といたします。本件については、初めに事務局から議案の内容について説明を受けた上で、先の農事相談での素案の検討結果等について各ブロックの代表者より報告をいただき、その後協議会を開催し、内容の決定をしたい

全 委 員
議 長
目 崎 補 佐
議 長
目 崎 補 佐

と思いますが、異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、議第6号について、事務局の説明を求めます。

(挙手)

目崎補佐。

7ページをお開きいただきたいと思います。

議第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について。

まず、1番としまして、担い手への農地利用集積・集約化についてでございます。(1) 中間管理機構活用による担い手への農地の集積・集約化の推進といたしまして、人・農地プランの実質化をもとに、中間管理機構活用による担い手への農地の集積・集約化の推進を図るという意見でございます。(2) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地として新たに整備する要件の改善といたしまして、担い手への農地利用の集積・集約化と遊休農地の解消を推進するため、対象外水田を作付した場合、交付対象となるように制度の改善を図る意見でございます。

2番といたしまして、新規参入の推進について、農家子弟農業後継者の育成のための市独自の給付制度の創設の意見でございます。農業次世代人材投資事業の対象とならない農家の後継者に対して、市独自の給付制度の創設を図るという意見の内容でございます。

3番といたしまして、遊休農地の発生防止・解消について、(1) 遊休農地解消事業の復活といたしまして、国の補助事業が廃止されましたので、遊休農地解消事業を復活するように国、県へ働きかけをいただきたいという意見でございます。(2) といたしまして、有害鳥獣対策の予算の拡充といたしまして、侵入防止柵の設置や地域ぐるみでの被害防止活動を行うための予算拡充をお願いする意見でございます。

4番のその他といたしまして、(1) 農地中間管理機構の関連の土地改良事業に関連しまして、調査設計費についても地元負担を軽減する事業制度となるように国へ働きかけるようお願いする意見でございます。(2) はため池の長寿命化・安全化対策についてですが、農業用水の確保と農地の保全、住宅地の安全を守るために、ため池の長寿命化工事の推進に努めていただきたいという意見でございます。

以上の案ですが、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議 長

それでは、各ブロックの方から農事相談等での状況を報告いただきたいと思います。では、第1ブロックの高橋祐弘委員、お願いします。

1 1 番

第1ブロックといたしまして、この意見書に関する事で皆さんに内容等、いろいろお諮り申し上げたところ、このような内容でいいんじゃないかという

ことで大体まとまっております。特に有害鳥獣に関しては、上郷地区で今回2.5キロの電柵を設置している状況でございます、その設置に関して作業する方々が大変労力を、かかっているということで、今後こういったことがふえてくれば、その地権者と、あと作業に手伝ってくれる人の労力に関する賃金というか、そういった物も何とか出されるような方向に行かないと、長くは続かないのではないかとということで話が出ております。あと、そして電柵で囲ってもイノシシ自体の絶対数が減らないので、囲い込んだほかに逃げていってしまつて、また同じことの繰り返しでどうにもならないと思いますので、絶対数を減らすような施策とかないかなどと思って話が出ました。

以上です。

議 長 7 番 　　ご苦労さまです。次に第2ブロックのほうから、高橋信夫さん。

7番 高橋です。
農事相談の折、第2ブロックで検討した結果、これ以上の意見は出ませんでしたので、この意見書でお願いいたします。

議 長 1 5 番 　　第3ブロック、大橋委員。

第3ブロックのほうでも大枠ではこのようなことだというようなことでしたが、新規参入者の農家の子供たちがもっと後を継げるような施策をもう少し強めていただきたいということと、あと有害鳥獣の中のこのくくりが遊休農地の中にあるというようなことで、第1のほうからも結構有害鳥獣に対しての意見がいろいろ出ているみたいなので、これも一つ別枠で、有害鳥獣の予算の拡充というようなことも一つ大きな題にはいかがかなどというような話になりました。

議 長 　　ご苦労さまでした。これで各農事相談ブロックからの報告が終わりました。定例総会を暫時休止し、ただいまから協議会に切りかえて、農地等の利用の最適化の推進に係る意見の提出について、の協議をしたいと思っておりますので、協議会に切りかえます。

(協議会)

議 長 　　それでは、これで協議会を閉じ、定例総会を再開いたします。
(総会)

議 長 　　ただいまの協議会において決定しました内容について、事務局より報告をお願いします。

目崎補佐 (挙手)

議 長 　　目崎補佐。

目崎補佐 　　それでは、3番の(2)ですか、有害鳥獣対策の予算の拡充、これは新たに

4番として起こしまして、侵入防止柵の設置の費用弁償ですか、これが個人に支払われる制度となっているか事業内容を確認いたしまして、なっていないければその旨も織り込んで、意見として出したいと考えております。

あと、番号がずれて、4のその他を5番とするという内容でお願いいたします。

あと、提出月ですが、来月を予定しておりますが、提出者について、どういったメンバーで提出するのかもお諮りいただきたいと思います。

最終的にこの意見書の内容につきましては、会長と職務代理とご相談申し上げて、それで確定して出す旨についてもご了解をいただきたいことを諮っていただきたいと思います。

以上です。

議長 意見書を出すときの参加者というか、提出者ということで、当然私と職務代理は提出に臨むわけですが、そのほかに各ブロックの3名の方も同席してもらってはいかがかなと思います。どうでしょう。（「賛成です」の声あり）賛成ですというような声がありますね。では、そのようにしてよろしいですか。

全委員 はい。

議長 では、よろしく申し上げます、9月ということだね。

目崎補佐 そうです。

議長 では、日程調整していただいて、日程調整したらご連絡を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、意見書の中身についてはさっき補佐のほうからあったように、修正した部分については私と職務代理者に確認ということできせてもらって提出ということによろしいですか。

全委員 はい。

議長 ありがとうございます。そのようにさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、皆さんから異議がないので、議第6号 農地等の利用の最適化推進に関する意見の提出について、は確認のとおり決定いたしました。

以上で本日の提出議題についての審議は終了いたしました。皆さんから何かございませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、以上で本日の第25回米沢市農業委員会定例総会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時35分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年8月19日（月）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

大野澤 進

議事録署名委員

鈴木 晃子